

# 北間連だより

## No.79

令和元年 9 月 15 日

発行者／北海道間税会連合会 会長 高橋則行 事務局／〒060-0034札幌市中央区北4条東2丁目8番6 札幌ユニオンハイツ4階 ☎011-271-6320 FAX011-272-6360

### 消費税 活かすみんなの 間税会



名寄市：なよろひまわり畑

#### 《 主 要 目 次 》

- |                                   |                           |
|-----------------------------------|---------------------------|
| ●札幌国税局長着任あいさつ …………… 2             | ●歳出、税制及び執行に関する意見・要望… 9～10 |
| ●札幌国税局幹部のご紹介 …………… 3              | ●活動だより等 ……………11～13        |
| ●北間連第46回通常総会等 …………… 4～6           | ●国税広報 ……………14～15          |
| ●平成31年度「消費税等に関するアンケート調査」<br>… 7～8 | ●消費税期限内完納推進 ……………16       |



## 着 任 あ い さ つ



札幌国税局長

なだ の まさ き  
灘 野 正 規

出身地 広島県

略歴

昭和55年4月 広島国税局 総務部 総務課

昭和63年7月 大蔵省 主税局 調査課

平成18年7月 財務省 主税局 参事官補佐

平成22年7月 彦根税務署長

平成27年7月 大阪国税局 課税第二部 法人課税課長

平成28年7月 大阪国税局 総務部 総務課長

平成29年7月 国税庁 課税部 法人課税課長

平成30年7月 国税庁 長官官房 首席国税庁監察官

令和元年7月 現職

この度の人事異動で札幌国税局長を拝命しました灘野でございます。

はじめに、昨年9月に発生いたしました北海道胆振東部地震で被災されました北海道間税会会員の皆様、そしてご家族の皆様にご心よりお見舞いを申し上げます。

また、北海道間税会連合会の皆様には、平素から税務行政に対しまして、深いご理解と多大なるご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

私は北海道での勤務は初めてとなりますが、冬の厳しい気候や雄大な自然と豊かな人情に恵まれた当地で勤務させていただく機会を得ましたことを大変嬉しく光栄に感じております。どうぞよろしくお願いいたします。

北海道間税会連合会におかれましては、「消費税に関する啓蒙活動と消費税期限内完納の推進」、「e-Taxの利用促進」及び「『税の標語』の募集を通じた租税教育活動の推進」など、様々な活動を意欲的に展開され、また、会員の加入拡大にも積極的に取り組まれており、こうした活動に当たっておられる会員の皆様のご努力に対しまして、深く敬意を表し、感謝申し上げます次第であります。

一方、当局におきましては、国税庁の使命である「納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する」ことを着実に果たしていくために、社会・経済情勢の変化を的確に捉え、効率的な事務運営に努めるとともに、広報や相談など納税者の方へのサービスを充実し、納税者の皆様から信用、信頼される税務行政を推進していく必要があると考えております。間もなく消費税率の引上げ及び軽減税率制度が実施されますが、事業者の皆様が適正な申告・納付を行っていただけるよう、丁寧な相談対応や区分経理に関する記帳指導・申告指導に取り組んで参ります。

国の基幹税として、消費税に関する国民の関心がこれまで以上に高まる中、税務行政の良き理解者である皆様の活動はますます重要なものとなります。

北海道間税会連合会並びに会員の皆様とは、長年培って参りました協調関係を更に深めて参りたいと考えておりますので、今後とも、税務行政の円滑な運営に一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、北海道間税会連合会並びに傘下各間税会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



## 国税局幹部のご紹介 (敬称略)



すずき ともやす  
**鈴木 友康**

札幌国税局  
課税第二部長

**出身地** 東京都  
**略 歴**

平成8.4 国税庁 長官官房 総務課  
平成24.7 国税庁 長官官房 会計課 課長補佐  
平成26.7 国税庁 課税部 個人課税課 課長補佐  
平成27.7 国税庁 課税部 酒税課 企画調整官  
平成28.7 国税庁 課税部 課税総括課 企画調整官  
平成29.7 東京国税局 調査第一部 次長  
平成30.7 東京国税局 課税第一部 次長  
令和元.7 現職



まるやま かずや  
**丸山 和也**

札幌国税局  
課税第二部  
次長

**出身地** 北海道  
**略 歴**

昭和55.4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成23.7 名古屋西税務署 副署長  
平成25.7 国税庁 長官官房 総務課 監督評価官室 札幌派遣 監督評価官  
平成27.7 札幌国税局 総務部 企画課長  
平成28.7 根室税務署長  
平成29.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課長  
平成30.7 札幌国税局 総務部 総務課長  
令和元.7 現職



くどう いくみ  
**工藤 郁美**

札幌国税局  
課税第二部  
消費税課長

**出身地** 北海道  
**略 歴**

昭和59.4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成23.7 札幌国税局 総務部 人事第2課 人事専門官  
平成24.7 札幌国税局 課税第二部 法人課税課 課長補佐  
平成25.7 札幌国税局 総務部 総務課 課長補佐  
平成27.7 税務大学校 総合教育部 教授  
平成29.7 札幌西税務署 副署長  
平成30.7 札幌国税局 課税第一部 国税訟務官  
令和元.7 現職



むらかみ あつし  
**村上 篤**

札幌国税局  
課税第二部  
消費税課  
課長補佐

**出身地** 北海道  
**略 歴**

平成4.4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成23.7 札幌国税局 課税第一部 個人課税課 監理第3係長  
平成25.7 札幌国税局 課税第一部 個人課税課 総務係長  
平成26.7 浦河税務署 個人課税部門 統括国税調査官  
平成27.7 札幌国税局 課税第一部 課税総括課 連絡調整官  
平成29.7 札幌国税局 総務部 人事第2課 研修専門官  
平成30.7 札幌国税局 総務部 人事第2課 人事専門官  
令和元.7 現職



やまもと ななこ  
**山本 なな子**

札幌国税局  
課税第二部  
消費税課  
総務係長

**出身地** 北海道  
**略 歴**

平成9.4 札幌国税局 総務部 総務課  
平成23.7 札幌北税務署 法人課税第3部門 国税調査官  
平成24.7 札幌西税務署 法人課税第5部門 国税調査官  
平成26.7 札幌西税務署 法人課税第6部門 国税調査官  
平成27.7 札幌国税局 課税第二部 消費税課 国税実査官  
平成28.7 札幌中税務署 審理専門官 上席国税調査官  
平成30.7 現職



## 北間連第46回通常総会開催

＝組織拡大・財政基盤強化と消費税完納運動の推進を！＝



北間連第46回通常総会：高橋会長あいさつ

去る6月6日（木）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から鈴木課税第二部長はじめ局幹部の皆様、また全間連から沼生並びに鈴木常務理事、そして関係団体の会長らをご来賓にお迎えし、第46回通常総会が開催された。高橋会長挨拶の後、鷲尾副会長議長のもと30年度の事業・決算報告、並びに31年度の事業計画・予算案が審議さ



開会のことば  
横山副会長



議長：鷲尾副会長



祝辞  
鈴木課税第二部長



祝辞  
沼生全間連常務理事



閉会のことば  
福島副会長

れいずれも承認可決された。議事審議終了後、鈴木課税第二部長並びに大谷全間連会長（沼生常務理事代読）のご祝辞をいただき、閉会となった。

（5～6ページに議事審議事項を抜粋掲載）

## 北間連第46回通常総会 高橋会長あいさつ要旨

本日は、ご多用にもかかわらず全道各地からご出席をいただき誠にありがとうございます。

皆様には、間税会活動に対しまして多大なるご尽力をいただいておりますことに、厚くお礼申し上げます。

また、国税局からは、鈴木二部長様はじめ幹部の皆様、そして全間連から常務理事の沼生様、鈴木様のご臨席をいただいておりますが、常日頃、私も間税会活動にご理解とご支援をいただいておりますことに、改めてお礼を申し上げます。

本日は、平成30年度の事業報告及び決算報告、そして新年度の事業計画及び収支予算（案）などの議事を提案させていただきますが、皆様のご熱心な審議のもと、円滑かつ有意義な総会となりますようお願い申し上げます。

さて、皆様ご承知の通り本年10月から「消費税率10%への引き上げ」と「軽減税率制度の導入」が予定されております。

私も間税会としては、これまで「単一税率の維持」を強く求めてきたところではありますが、今後は「単一税率にすべき」という提言を根底に置きつつも、「軽減税率制度の導入」という現実を見据え、「軽減税率の対象範囲」の拡大等に注視していくとともに、軽減税率制度の導入に当たって戸惑うことや間違いが生じないように、引き続き説明会、研修会等の周知・広報に努めていく必要があると思っておりますので、皆様の一層のご協力をお願いいたします。

いろいろとお話しさせていただきましたが、いずれにしましても、各種活動を推進していくためには、会員増強・財政基盤の強化を図り存在感のある会として活動していくことが肝要であり、そのためには皆様のご協力なくしては成しえないことであり、今後ともお力添えをお願い申し上げます。

結びに、国税ご当局の皆様並びに全間連の皆様には、引き続き私も間税会に対しまして、ご指導・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。併せて、皆々様のご健勝とご多幸を祈念申し上げ、開会のあいさつとさせていただきます。

本日は、よろしくお願いいたします。



## ● ● ● 第46回通常総会議事審議事項（抜粋） ● ● ●

## ■ 第1号議案 「平成30年度事業報告」

## 1 組織関係

(1) 会員数状況（平成31年4月1日現在）

|         |                 |
|---------|-----------------|
| 北間連     | 4,736名（前年比49名減） |
| 青年・女性部会 | 515名（前年比20名減）   |

## ○単位会別組織状況表

| 単位会名 | 31・4・1<br>会員数① | 30・4・1<br>会員数② | 差引増減 |     | 増減の状況 |    |
|------|----------------|----------------|------|-----|-------|----|
|      |                |                | ①－②  |     | 加入    | 退会 |
| 札幌中  | 139            | 138            | 1    | 7   | 6     |    |
| 札幌西  | 413            | 407            | 6    | 40  | 34    |    |
| 札幌北  | 173            | 178            | -5   | 9   | 14    |    |
| 札幌東  | 218            | 222            | -4   | 5   | 9     |    |
| 札幌南  | 254            | 254            | 0    | 9   | 9     |    |
| 函 館  | 399            | 399            | 0    | 6   | 6     |    |
| 江 差  | 70             | 70             | 0    | 0   | 0     |    |
| 八 雲  | 88             | 83             | 5    | 5   | 0     |    |
| 小 樽  | 103            | 104            | -1   | 0   | 1     |    |
| 余 市  | 66             | 73             | -7   | 0   | 7     |    |
| 倶知安  | 100            | 100            | 0    | 2   | 2     |    |
| 岩見沢  | 325            | 315            | 10   | 19  | 9     |    |
| 滝 川  | 135            | 136            | -1   | 1   | 2     |    |
| 深 川  | 61             | 60             | 1    | 2   | 1     |    |
| 旭川中  | 219            | 223            | -4   | 0   | 4     |    |
| 旭川東  | 219            | 226            | -7   | 1   | 8     |    |
| 富良野  | 41             | 39             | 2    | 2   | 0     |    |
| 名 寄  | 65             | 65             | 0    | 1   | 1     |    |
| 留 萌  | 137            | 142            | -5   | 0   | 5     |    |
| 稚 内  | 234            | 238            | -4   | 0   | 4     |    |
| 室 蘭  | 106            | 109            | -3   | 0   | 3     |    |
| 浦 河  | 69             | 69             | 0    | 0   | 0     |    |
| 苫小牧  | 122            | 124            | -2   | 0   | 2     |    |
| 網 走  | 106            | 109            | -3   | 0   | 3     |    |
| 紋 別  | 132            | 136            | -4   | 0   | 4     |    |
| 北 見  | 92             | 94             | -2   | 1   | 3     |    |
| 釧 路  | 255            | 267            | -12  | 0   | 12    |    |
| 帯 広  | 213            | 216            | -3   | 2   | 5     |    |
| 十勝池田 | 61             | 62             | -1   | 0   | 1     |    |
| 根 室  | 121            | 127            | -6   | 0   | 6     |    |
| 合 計  | 4,736          | 4,785          | -49  | 112 | 161   |    |

(2) 全間連第15回指定モデル会

留萌間税会（平成30年10月～令和2年9月）

## 2 事業等活動関係

(1) 会議等実施状況、(2) 消費税に関する啓発活動と期限内完納の推進、(3) e-Tax の利用推進、(4) 税務関係団体との連携協調、(5) 税制関係（消費税等アンケート調

査・提言活動）、(6) 広報活動、(7) 租税教育推進

## ■ 第2号議案

## 「平成30年度収支決算報告及び剰余金処分」

1 平成30年度収支決算報告（平成30.4～31.3）

【一般会計】

単位：千円（単位未満四捨五入）

| 収入の部   |        | 支出の部   |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 勘定科目   | 金 額    | 勘定科目   | 金 額    |
| 前期繰越金  | 1,402  | 人件費    | 4,103  |
| 会費収入   | 14,355 | 福利厚生費  | 221    |
| 広告料収入  | —      | 事業費    | 2,637  |
| 臨時会費収入 | 560    | 会議費    | 1,129  |
| 雑収入    | 227    | 旅費交通費  | 2,185  |
|        |        | 事務所関係費 | 977    |
|        |        | 通信印刷費等 | 884    |
|        |        | 部会助成金  | 303    |
|        |        | 本部負担金  | 690    |
|        |        | 雑費     | 222    |
|        |        | 剰余金    | 3,193  |
| 合 計    | 16,544 | 合 計    | 16,544 |

【特別会計】（全国大会特別基金）単位：千円（単位未満四捨五入）

| 収入の部     |       | 支出の部  |       |
|----------|-------|-------|-------|
| 勘定科目     | 金 額   | 勘定科目  | 金 額   |
| 前期繰越金    | 9,942 | 経費等支出 | —     |
| 一般会計から繰入 | —     | 剰余金   | 9,942 |
| 雑収入      | 0     |       |       |
| 合 計      | 9,942 | 合 計   | 9,942 |

2 平成29年度剰余金処分（単位未満四捨五入）

| 区 分  |       | 金額（千円） |
|------|-------|--------|
| 一般会計 | 単会へ返金 | 2,392  |
|      | 次期繰越金 | 801    |
| 特別会計 | 次期繰越金 | 9,942  |

## ■ 第3号議案 「2019年度事業計画」

〈基本方針〉

「会員増強による組織拡大、消費税完納運動の更なる推進、消費税啓発活動等の拡充」の3つの重点施策のもと、各種事業活動を推進し活性化を図るとともに、税制等に関する提言活動を進める。

## 1 組織の拡大

(1) 「現状を維持し、少しでも上積みを図る」との理



念のもと、全間連から提示された「29年度以降3年間、毎年少なくとも2%の純増を図る」との目標や退会者が多いということを十分に踏まえ、会員の加入拡大等に努める。

- (2) 青年部会・女性部会の既存部会の活性化と後継者の育成等に努める。

## 2 事業活動の推進

- (1) 会議等予定 (平成31年4月～令和2年3月)

| 月日                          | 会 議 等 (主たるもの)          |
|-----------------------------|------------------------|
| 4.23火                       | 正副会長・部会長会議、札幌5間税会連絡協議会 |
| 5.21火                       | 広報・税制委員会               |
| 6.6木                        | 北間連第46回通常総会            |
| 〃                           | 青年部会37回・女性部会33回通常総会    |
| 6.18火                       | 事務担当者会議                |
| 8.21水                       | 正副会長・部会長会議             |
| 11.15金                      | 税団協主催「国税局長講演会等」        |
| 〃                           | 全道青年・女性部会長会議           |
| 1.30木                       | 全道会長会議、常任理事会           |
| 〃                           | 納税表彰受彰祝賀会・賀詞交換会        |
| 上記のほか、税団協・協議会、全間連会議等に関係者出席。 |                        |

- (2) 消費税の啓発活動と消費税期限内完納の推進（研修会・説明会・講演会等の開催、クリアファイルの活用、消費税備蓄預金への取り組み等）
- (3) e-Tax 利用促進への取り組み
- (4) 税務関係団体との連携・協調（税団協協議会等）
- (5) 税制関係（消費税等に関するアンケート調査、税制・執行に関する意見・要望の提言等）
- (6) 広報関係（消費税軽減税率制度の周知、会報誌発行、「税の標語」募集、「税を考える週間」協賛行事の実施等）
- (7) 租税教育の充実と推進（「税の標語」募集の推進、札幌5間税会連絡協議会の活動推進、租推協への参

画等）

- (8) ジブラルタ生命保険との団体契約加入の促進

## ■ 第4号議案

「2019年度収支予算」（平成31.4～令和2.3）

【一般会計】 単位：千円（単位未満四捨五入）

| 収入の部   |        | 支出の部   |        |
|--------|--------|--------|--------|
| 勘定科目   | 金 額    | 勘定科目   | 金 額    |
| 前期繰越金  | 801    | 人件費    | 4,128  |
| 会費収入   | 14,208 | 福利厚生費  | 240    |
| 広告料収入  | 50     | 事業費    | 2,990  |
| 臨時会費収入 | 520    | 会議費    | 1,140  |
| 雑収入    | 100    | 旅費交通費  | 2,930  |
|        |        | 事務所関係費 | 1,010  |
|        |        | 通信印刷費等 | 840    |
|        |        | 部会助成金  | 450    |
|        |        | 本部負担金  | 1,390  |
|        |        | 雑費     | 220    |
|        |        | 予備費    | 341    |
| 合 計    | 15,679 | 合 計    | 15,679 |

【特別会計】（全国大会特別基金）

単位：千円（単位未満四捨五入）

|       |       |
|-------|-------|
| 前期繰越金 | 9,942 |
| 計     | 9,942 |

## ■ 第5号議案「役員補充選任」

本年は役員改選期ではないが、単会の役員変更等により、下記の通り補充選任が行われた。

| 北間連役職      | 氏 名   | 単会役職       |
|------------|-------|------------|
| 理 事        | 福岡 道廣 | 札幌西間税会常任理事 |
| 常任理事（総務委員） | 鈴木 明広 | 札幌東間税会副会長  |
| 理 事        | 中島 康  | 滝川間税会副会長   |

## 北間連青年部会第37回・女性部会第33回通常総会開催される

去る6月6日（木）、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局から堀消費税課長はじめ幹部の皆様、親会から高橋会長をご来賓にお迎えし、北間連第46回通常総会に先立ち青年部会第37回及び女性部会第33回通常総会が開催された。斉藤青年部会長挨拶の後、水野女性部会長議長のもと30年度事業報告・収支決算等、2019年度事業計画・収支予算案が審議され何れも承認・可決された。議事審議終了後、ご来賓の堀消費税課長からご祝辞をいただき閉会となった。





# 平成31年度「消費税等に関するアンケート調査」実施

## ■■■ 回答率84.4%！ご協力ありがとうございました ■■■

平成31年度「消費税等に関するアンケート調査」は、調査依頼件数770件のうち650件の回答（回答率84.4%）となっており、平成30年度（回答率86.7%）に比べ2.3ポイント減少している。また、650件回答の男女別内訳は男526件、女124件となっている。 アンケート項目の回答状況等は次表のとおりである。

| 項 目                                                                                                                                                                                                           | 設 問                                                                                                         | 回 答<br>件 数 | 構 成 比<br>(%) |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|--------------|
| 1 軽減税率の対象範囲に関すること<br>全間連では、軽減税率の対象範囲は極力限定すべきであり、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」は対象範囲から除外するよう要望していますが、税率10%段階における今後の方向性について該当する欄に「○」印を付けてください。                                                                        | ① 軽減税率の対象から「新聞」を除外するなど、軽減税率の対象範囲は縮小すべきである。                                                                  | 376        | 57.9         |
|                                                                                                                                                                                                               | ② 軽減税率の対象範囲は、現状のままで良い。                                                                                      | 108        | 16.6         |
|                                                                                                                                                                                                               | ③ 軽減税率の対象範囲は、拡大すべきである。                                                                                      | 67         | 10.3         |
|                                                                                                                                                                                                               | ④ 分からない。                                                                                                    | 60         | 9.2          |
|                                                                                                                                                                                                               | ⑤ その他（ ）                                                                                                    | 39         | 6            |
|                                                                                                                                                                                                               | 計                                                                                                           | 650        | 100          |
| 2 仕入税額控除制度に関すること<br>消費税の仕入税額控除の仕組みについては、2023年10月から、いわゆるインボイス制度（適格請求書等保存方式）を導入するとされていますが、全間連では、インボイス制度の下では免税事業者が取引から排除される恐れがあることから、現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」を継続するよう要望していますが、今後の方向性について該当する欄に「○」印をつけてください。 | ① 「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。                                                                                  | 473        | 72.8         |
|                                                                                                                                                                                                               | ② 法律どおり「適格請求書等保存方式」に移行すべきである。                                                                               | 47         | 7.2          |
|                                                                                                                                                                                                               | ③ 分からない。                                                                                                    | 127        | 19.5         |
|                                                                                                                                                                                                               | ④ その他（ ）                                                                                                    | 3          | 0.5          |
|                                                                                                                                                                                                               | 計                                                                                                           | 650        | 100          |
| 摘 要                                                                                                                                                                                                           | 上記項目「1 軽減税率の対象範囲に関すること」の「⑤その他」の欄の回答件数は39件となっているが、このうち、約90%（35件）が「軽減税率反対」、「軽減税率は廃止する」などの単一税率を希望するコメントとなっている。 |            |              |

### アンケート調査では、設問項目以外に次のようなご意見が寄せられています。（抜粋掲載）

- 我が国の消費税が円滑に実施出来ているのは、単一税率であるから!! 複数税率を実施している諸外国の混乱（税務訴訟の多さ）を何故参考と出来ないのか。
- 軽減税率は廃止の方が良い（手間が掛かり、零細企業のコスト高となる。）（同様意見 5 件）
- 複雑すぎる軽減税率は止めて、税率は一本化すべき。（同様意見 3 件）
- 税は分かり易くした方が良いので軽減税率は反対。10%に消費税が上がったとしても軽減税率は必要なし。
- 今後（将来）のことを考えると、軽減税率など複雑な制度ではなく、単一税率で単純にすべきと考える。福祉関連など財政支出は多くなると思うので。
- 軽減税率は事業者事務負担が増加して、消費者には混乱を招く。導入には反対である。
- 増税に絡めて、目先のポイント還元などと正に本末転倒としか言いようがない。日々真面目に商売に取り組んでいる庶民や実務者を本当に愚弄している。さらにポイント還元もキャッシュレス決済者が優先されるなど、高齢者を無視した政策など、何にもならない。本当に増税が必要（無駄遣いが多すぎる）なら、10%一本へ固守すべし。
- ポイントバックするなら、増税不要では？
- ポイント還元は不公平であり、止めるべき。
- 人気取り、又は風よけ的なことに金を使わないこと（増税をし、景気調整とかでポイント還元するなど、小手先を使うようなこ





とはしないこと。)

○消費税の引上げによる景気対策、負担緩和策の大判振る舞いは、財政再建のための増税なのに、本末転倒である。軽減税率は、税の二重構造を生み、複雑化が進んでいく大きな問題である。

○10月の消費税引き上げは延期して欲しい。

○消費税引き上げは、今の状況では事業者の負担が多すぎるので、困難。

○増税すべきではない。タイミングが悪すぎる。(同様意見3件)

○飲食に伴う場合の10%について、イートインについて、もっとはっきりさせるべき。益税についてもはっきりと国民に納得してもらわなければならない。

○飲食店でテイクアウトは8%、店内飲食は10%とレジで対応せよとのこと。

テイクアウトといって店内で飲食しても店側としては何も言えない。

○テイクアウト等で税率が変わるのはダメ。

○食料品の取扱いが分かりにくい。イートインでの増税は混乱を招く。

○外食、テイクアウト、食料品など、ケースによって税率が変わるなどの複雑な課税方式は止めた方がよい。

○軽減税率制度は非常に複雑すぎて分かりにくい。テイクアウトは8%、店内での食事10%など混乱を極める。

○軽減税率の区分けはもっと簡単にすべき。食品関係は全て軽減にするのが良いのでは。外食だ、持ち帰りだと区分けする必要はない。

○軽減税率の対象範囲は見直すべき。軽減税率は低所得者への対策とは言えない。もっと国民に分かり易い制度に見直すべき。今の制度は事務負担を増大させ、間違いや制度の悪用を招く恐れがあり賛成とは言えない。

○軽減税率の対象は極力限定的とすべき。事務負担の増加、混乱も想定され、税制は複雑とすべきではない。

○消費税引き上げは絶対反対。将来的に上げるのであれば、今の税制を見直すべき。低所得者に負担の多い消費税収入を増やすより、法人税、所得税を引き上げるべきである。消費税はベースとなる税制と考え8%または10%にし、税の基本である所得の多い個人、法人から負担していただくのが基本と考えます。

○軽減税率の対象範囲を新聞に限らず見直すべき。

○軽減税率制度を適用することは、税収の確保が十分でなくなる事と、軽減税率対象範囲が複雑となり税の公平性が損なわれ、税に対する信頼性が失われる。単一税率を望む。

○我々の負担を和らげるため導入される軽減税率が大変な混乱を招く。10%、8%の線引きが複雑になる。

○「社会保障と税の一体改革」との関係で絶対に消費税は必要と考える。

○軽減税率導入を前提とすれば、食品だけでなく、水道料金・電力料金(個人契約分)に拡大すべき。将来税率が引き上がられていった場合は、生活必需品の税率はゼロにしても良いと思う。このような見地からも新聞は除外して欲しい。

○日常生活に不可欠な「電気・ガス・水道」を軽減税率対象にすることを強く望む。自宅はオール電化で8万円以上になる月もあるので切実である。

○軽減税率は飲食料品が対象であるが、生活必需品も含めるべき。

○インボイス制度は、免税事業者の「免税」放棄をうながすもので、零細事業者は商売が成り立たなくなり、総合的に経済に悪影響を与えられ、再考すべきと考える。

○インボイス制度は免税事業者の排除につながり反対である。軽減税率は経理作業が複雑になり反対である。

○軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コスト、税収確保の観点からも問題は多く、単一税率が望ましい。よって請求書については、現行の請求書等保存方式で十分である。

○税は簡素な制度が望ましく、今回の軽減税率制度は税の本質に合わないと思う。

○運送業は軽油税、消費税が上昇すると大変になる。消費税などが上昇しても運搬料金、人件費が上がってくれば良いが、役所の積算単価などが全然反映してなく、手出しの方が多い。消費税上昇は大変である。

○消費税は一律10%にした方がよい。お年寄りの方は混乱すると思う。

○軽減税率が分かりにくい。もっとシンプルにして欲しい。(同様意見3件) 消費税の基本は、広く浅くが原則。また、子どもから老人までが対象であるため、理解しやすいことが大切。今回の消費税は理解しづらいうえに、小規模事業者には大変な事務負担となる。

○ガソリン税、酒税、タバコなど、二重取りの間接税を見直して欲しい。(同様意見3件)

○消費税増税に伴い、印紙税を廃止して欲しい。(同様意見3件)





## 全間連に「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を提出

「消費税等に関するアンケート調査」及び5月21日に開催された「広報・税制委員会」の検討結果等を踏まえ、北間連としての「歳出、税制及び執行に関する意見・要望」を以下のように取りまとめ、5月下旬、全間連に提出。

### 1 歳出に関する事項

#### 【要 旨】

更なる行財政改革の断行と税の使途の再検証を徹底し、一層の経費削減を図ること。

#### （理 由）

特殊法人等既存組織の見直しや税の使途の検証などは中途半端に終わっている感があり、また国会議員や歳費の削減なども一向に進展せず、行財政改革・歳出削減等が徹底されているとの実感は無く、税の使途に対する不信感が強い中での増税は、国民の理解と納得は得られない。

### 2 執行に関する事項

#### 【要 旨】

消費税の滞納発生防止と滞納税額の徴収を徹底すること。

#### （理 由）

- ① 消費税は国税収入の基幹税として重要な役割を担ってきたが、社会保障費等の財源としてその重要性は増すばかりであり、消費税が完納されることは極めて大事なことである。
- ② 消費者からの預かり金的性格を有する消費税が、不正等により一部の事業者（納税者）に滞り国庫に入らないということは、適正に納めている納税者の不公平感や税務行政への不信感にも繋がりがかねない。
- ③ 国税の滞納額全体に占める消費税滞納額の割合は依然高く、また、過去二度の消費税率引き上げにおいては、いずれも翌年度以降の消費税の新規発生滞納額が大幅に増加していることなどから、本年度、消費税率が引き上げられることにより更に増加することが懸念される。

### 3 消費税に関する事項

#### （1）税率について

#### 【要 旨】

単一税率に戻すべきである。

#### （理 由）

- ① 複数税率の導入は「制度の簡素化」、「経済活動に対する中立性」の阻害要因となる。
- ② 今回の軽減税率制度は消費税率10%を8%にするということで僅か2%の軽減であり、低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）としての効果は薄く、反面、多くの事業者に対象品目の仕分け、レジの改造や取替え、区分経理事務や納税申告事務の複雑さなどの負担が増大するほか、軽減対象・税率区分の可否等をめぐって、消費者、事業者双方に混乱が起きることが予想され、費用対効果の面からものはなだ疑問な制度である。
- ③ 消費税の申告・納税に際しては、軽減税率適用の判断基準の困難性に加え恣意性も入りやすいことなどから、税率区分の正否の判定等適切に対応するための事務量の増加やトラブル、訴訟が生じるなど、納税者、課税庁双方に大きなコスト増となる。  
また、既に複数税率を導入している欧州では軽減税率の線引きをめぐって、税務当局と事業者との間で訴訟も頻発しているのが現状である。
- ④ 軽減税率は、高所得者ほど受ける恩恵が大きくなるほか、みんなの税負担が引き下がることになり逆進性という状況は変わらないなど、逆進性の緩和という政策効果は薄く、本来の低所得者対策にならないばかりか、一方では膨大な税収を失うことになり、新たな財源の確保が必要となる。  
本来、消費税は比較的安定的な税収であり社会保障費等の財源として期待されており、また、消費税率引き上げは、「社会保障と税の一体改革」の観点から、社会保障費の増大に対処すべく行われているが、逆進性緩和策としての効果が薄い軽減税率導入により膨大な安定財源を失うことになり、その穴埋めに他の財源を見つけるために苦慮するということが本末転倒である。
- ⑤ 軽減税率導入後も当面は経過措置により免税事業者からの仕入れ控除も可能とされているが、いずれは適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されるため、インボイス作成・発行等の事務負担が増加するほか、インボイスは課税事業者しか発行できないため、免税事業者からの仕入れ控除はできないことになり、免税事業者が取引から排除されるなど不利となる。



## (2) 軽減税率対象範囲の見直しについて

軽減税率は、高所得者ほど受ける恩恵が大きく本来の低所得者対策にならないばかりか、事業者の事務負担増、膨大な収減などさまざまな問題が指摘されており、基本的には単一税率に戻すべきものと考えているが、軽減税率制度導入にあっても次の見直しを図ること。

### 【要 旨】

- ① 流通段階及び他の飲食料品・製品の原材料となる飲食料品やレストランへ販売する食材などは、軽減税率の対象から除外すべきである。

### (理 由)

低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）から軽減税率導入が提唱されているものであり、食料品が軽減税率の対象となっているのは「生活必需品」の概念が根底にあることからすると、消費者に販売（小売）する段階で軽減されることを基本とすべきであり、流通段階及び他の飲食料品・製品の原材料や食材になる段階の飲食料品までも軽減税率の対象とするのは趣旨にそぐわない。

### 【要 旨】

- ② 「新聞」は軽減税率の対象から除外するとともに、軽減税率の対象範囲が拡大しないように対処すべきである。

### (理 由)

新聞が軽減税率の対象になったのは「活字文化の維持・普及にとって国民の負担を減らすことは不可欠」とのことであるが、軽減税率導入は「低所得者に対する負担緩和策（逆進性対策）をどうするか」ということから提唱されているものであり、「活字文化の維持・普及」との論点は全般的な外れなものである。

また、2%の軽減で数値上は負担が軽くなるということにはなるが、近年は電子版新聞も増えるなど新聞の定期購読者も減少していることなどを考えると、低所得者に対する負担緩和策としての効果があるとは言い難い。

一方、「活字文化の維持・普及」を軽減税率対象の論拠にするならば、なぜ、週二回以上発行の定期購読の新聞だけが軽減対象となるのか、書籍はどうなのかという疑問に対する整合性は見受けられない。

また、軽減税率の対象選定に合理的基準を見出すことは困難であるため、低所得者の負担緩和と関連性が極めて乏しい「新聞」がこのまま軽減税率の対象になっていることは、今後「低所得者に対する負担緩和策」との枠を超えた概念のもと、様々な軽減税率対象品目の要求が拡大されるなど、税源の浸食が懸念される。

### 【要 旨】

- ③ 消費税の仕入税額控除の仕組みは、「区分記載請求書等保存方式」で対処すべきである。

### (理 由)

消費税の仕入税額控除制度は、本年10月の軽減税率制度導入に伴い、2023年9月までの間は現行の請求書等保存方式を維持した「区分記載請求書等保存方式」となり、2023年10月からは「適格請求書等保存方式」の導入が予定されているが、「適格請求書等保存方式」は、免税事業者が取引から排除される恐れがあることから、2023年10月以降も「適格請求書等保存方式」に移行することなく、「区分記載請求書等保存方式」を継続すべきである。

## 4 その他

### 【要 旨】

- ① 揮発油税等個別間接税と消費税の併課を解消すべきである。

### (理 由)

揮発油税や酒税、タバコ税などは製造場から移出されるときの商品の製造原価を構成しており、ガソリン等の購入に当たっては揮発油税等に消費税を上乗せ（併課）した金額の支払いを余儀なくされているところであるが、今後消費税率が引き上げられると併課による消費税負担額は一層大きくなり消費者には到底納得できないことであり、根本的な見直しが必要である。

### 【要 旨】

- ② 印紙税法は廃止すべきである。

### (理 由)

印紙税は、契約書や領収書などの文書が作成される場合、その文書の背後にある経済的利益に着目して課税する税とされているが、経済取引自体に直接負担を求める消費税の創設により、一つの経済取引に二重の税が課せられることや、IT化がさらに進展し電子決済による商取引が浸透していく中で、電子商取引か文書取引かで課税の有無が生じるのは不合理であることなどから、印紙税法は廃止すべきである。



## 活 動 だ よ り

◆ 創立40周年記念式典と地震災害地への義援金贈呈  
—— 札幌北間税会

平成31年1月28日（月）、札幌サンプラザにおいて、札幌国税局から鈴木忍課税第二部長はじめ幹部の皆様、北間連から高橋会長並びに関係団体の会長らをご来賓にお迎えし、札幌北間税会創立40周年記念式典が挙行された。記念式典での永年役員表彰、感謝状贈呈のほか、記念講演や記念祝賀会が開催されるなど、創立40周年を盛大に祝った。



また、令和元年5月20日（月）には、創立40周年記念事業の一環として、日本赤十字社北海道支部（日赤道支部）を通じて平成30年北海道胆振東部地震災害への義援金が贈呈された。贈呈に当たっては鷺尾会長、広瀬副会長、永井青年部会理事が日赤道支部を訪れ、鷺尾会長から被災された方々の復興を願うメッセージと共に義援金が贈呈され、応対いただいた大崎政二事務局長から謝辞があり贈呈式を終えた。



鷺尾副会長、永井青年部会理事が日赤道支部を訪れ、鷺尾会長から被災された方々の復興を願うメッセージと共に義援金が贈呈され、

## ◆ 平成最後の新年交礼会開催 —— 札幌西間税会

平成31年1月25日（金）、ホテルヤマチにおいて札幌西税務署から宮田署長はじめ幹部の皆様、税理士会から須藤札幌西支部長、北間連から奈須川専務理事をご来賓に迎え、平成最後となる新年交礼会が行われた。福島会長、宮田署長の挨拶に続き、須藤支部長の乾杯で懇親会となった。懇親会では「新春着物 de JAZZ」と題したジャズボーカルの澤田真希さんの熱唱に聞き入り、美味しい料理とお酒を堪能し、ハズレクジなしの抽選会で盛り上がるなど、大変楽しい交礼会となった。



## ◆ ボウリング大会とワインの夕べ

—— 岩見沢間税会

平成31年3月16日（土）、トーホーボウルポルタに



において「冬の大運動会」と称したボウリング大会が行われた。



た。開始の合図とともに一斉にピンめがけてボウルを投げ、気持ちはストライク、現実にはガータなど一喜一憂の場面続出となったが、心地よい汗をかく楽しい大会となった。



また、当日19時30分からはホテルサンプラザに会場を移し、「ワインの夕べ」として自由の丘ワイナリーなどの地元産のワインを楽しむ会を開催し、美味しい料理とワインを堪能し、つい先ほど行われたボウリングの悪戦苦闘に話の花が咲く楽しいひと時となった。



## ◆ 青年部会・女性部会合同研修会

—— 札幌西間税会

平成31年3月18日（月）、ホテルロイトン札幌で、青年部会と女性部会の合同研修会が開催された。

研修会は2部構成となっており、初めに札幌国税局の堀隆治郎消費税課長による「新消費税法の施行に向けて」と題した講演が行われた。

続いて、味匠（わいらい亭）の奥井信弘氏による「北の蔵元が集う利き酒～自分好みの酒の選び方」の研修が行われ、自分好みのお酒を選びながら各テーブルに置かれた5種類のお酒を当てる競技（利き酒）が行われたが、出席者75名中、全て正解はわずか4名でした。その後の懇親会ではお酒の話に花が咲き、心地よく酔った楽しい会となった。





◆ 正副会長・部会長会議開催 — 北間連

4月23日（火）、ニューオータニイン札幌において札幌国税局から堀消費税課長ら幹部ご出席のもと、正副会長・部会長会議が開催され、6月開催の北間連第46回通常総会に向けた協議・確認等が行われた。



◆ 札幌5間協総会開催 — 札幌5間税会

4月23日（火）、ニューオータニイン札幌において札幌国税局から堀消費税課長ほか幹部ご出席のもと、札幌5間税会連絡協議会（以下「5間協」）の総会が開催され、平成30年度の活動報告及び31年度の活動予定等について協議が行われた。なお、5間協会則により、会長・事務局は1年ごとの持ち回りとなっており、31年度は札幌北間税会が担当となる旨、確認された。



◆ 広報・税制委員会開催 — 北間連

5月21日（火）、北間連事務局において札幌国税局から堀消費税課長ら幹部ご出席のもと、広報・税制委員会が開催された。会議では「税の標語」募集等の広報関係説明のほか、消費税等のアンケート結果を踏まえ、税制への提言について協議・検討が行われた。（提言事項は9～10ページに掲載。）



◆ 事務担当者会議開催 — 北間連

6月18日（火）、北間連事務局において札幌国税局から堀消費税課長ら幹部ご出席のもと、全道事務担当者会議が開催され、北間連と各事務局との連絡・連携のほか各種事業活動等について周知・確認が行われた。



◆ 札幌5間税会青年・女性部会長会議

7月17日（水）、北間連事務局において札幌5間税会の青年・女性部会長会議が開催された。会議では、当番事務局の札幌北間税会・三橋青年部会長進行役の

もと、札幌5間税会の青年部会員、女性部会員の合同研修交流会の開催について協議され、9月2日（月）に札幌市防災センターを視察することなどが確認された。



◆ 軽減税率セミナー開催 — 江差間税会

6月3日（月）、「ホテルニューエさし」において、札幌国税局堀隆治郎消費税課長を講師にお迎えし、江差間税会・道南うみ街信用金庫・江差商工会・江差税務署共催、北海道檜山振興局後援による「消費税軽減税率セミナー」が開催され、出席者（66名）は熱心に聴き取っていた。



◆ 消費税軽減税率制度研修会開催 — 北間連

6月6日（木）、北間連第46回通常総会終了後、札幌プリンスホテル国際館パミールにおいて、札幌国税局小竹一也軽減税率制度係長を講師にお迎えし、消費税軽減税率制度の研修会が開催された。イラストの沢山入ったカラー刷りの資料を基に分かりやすくお話しいただき、出席者は熱心に耳を傾け、理解が一層深まる研修会となった。



◆ 税務研修会 — 岩見沢間税会

6月19日（水）、ホテルサンプラザにおいて、岩見沢税務署法人課税第1部門統括官三上ノリ子様を講師にお迎えし、税務研修会が開催されました。「消費税軽減税率制度」についてお話をいただきましたが、今年10月からの軽減税率導入に向け、参加者一同、熱心に耳を傾けていました。



◆ 野球観戦 — 札幌北間税会青年・女性部会

7月20日（土）、札幌ドームにおいて部会員研修会（野球観戦：日ハム対ロッテ）を行いました。当日は



入場者に真っ赤なユニフォームがプレゼントされ、早速そのユニフォームを身に纏い、札幌ドームオリジナル「はなやか」弁当で腹ごしらえ準備万端、熱き声援を送りました。その結果、4対0で日ハムの快勝となり、足取りも軽く満足感一杯の帰路となりました。



## ◆ 青年・女性性部会税務研修会

—— 旭川中間税会

6月24日（月）、アートホテル旭川において、旭川中税務署法人課第1部門川筋統括官、審理専門官付谷本上席を講師にお迎えし、「新しい日本銀行券」と「消費税軽減税率制度」について説明をいただき、今年10月から軽減税率が導入されることで参加者は熱心に聞き入っていました。



## ◆ 合同研修会開催

—— 旭川中・東間税会

6月26日（水）、アートホテル旭川において、法人会との共催で経営セミナーを開催。講師は弁護士、司法書士、税理士の3名で、「会社を守る契約書の作り方」「株主総会開催の実務」「経営の承継と財産の承継」についてお話しいただき、なかなか聞けないテーマ（内容）に参加者は真剣に聴講していました。



## ◆ 青年・女性部会ゴルフ大会

—— 旭川東・中間税会

7月27日（土）、青年・女性部会合同親睦ゴルフ大会が大雪山カントリークラブ東コースで開催されました。曇りがちで蒸し暑いコンディションでしたが、心配された雨も降らず、プレーを満喫しました。（今回、中間税会との合同ゴルフ大会を企画しましたが、参加者は少なかった。）夕方には表彰式を兼ねた懇談会が行われ、



懇談会からの出席者もあるなど、大



いに盛り上がりました。

## ◆ 消費税軽減税率制度説明会

—— 八雲地方間税会

6月25日（火）、「温泉ホテルきたひやま」において、札幌国税局堀隆治郎消費税課長を講師にお迎えし、税務署との共催による消費税軽減税率制度の説明会が開催されました。制度の概要や帳簿等の記載方法など分かり易くお話しいただき、このような機会は初めてで大変参考になったとの声もいただきました。また、説明会終了後、堀消費税課長と佐々木会長ら八雲地方間税会役員との意見交換会が行われました。



## ◆ 函館港まつり（いか踊り）に参加

—— 函館間税会

8月3日（土）、函館間税会は青申会、納貯連との合同による「e-Tax 協力隊」を結成し、函館港まつりの“いか踊り”に参加した。400名弱の踊り手が元気よく飛び、跳ね、そして今年は踊り手全員が一斉にワッショイと大きな掛け声を発し踊る様子は沿道を埋める人を魅了した。また、イータ君の登場や、山車の上からは「e-Tax の利用促進」や「10月からの消費税10%」の周知を呼びかけるなど、税務関係団体の活動等を大いにアピールした。



## ◆ 国税局長感謝状贈呈

—— 北間連

6月6日（木）開催の北間連第46回通常総会終了後に行われた懇談会の席上で、「消費税の軽減税率制度の周知・広報活動に多大な貢献があった」として、片桐聡札幌国税局長より北海道間税会連合会に感謝状が贈呈された。これは本年1月から3月にかけて札幌・旭川・帯広・函館において国税局との共催による集中説明会が開催されたが、その実施に当たり北間連のほか旭川中・東、帯広、函館の各間税会が多大に貢献したとして、北間連に代表という形で感謝状が贈呈されたものである。





## 消費 税

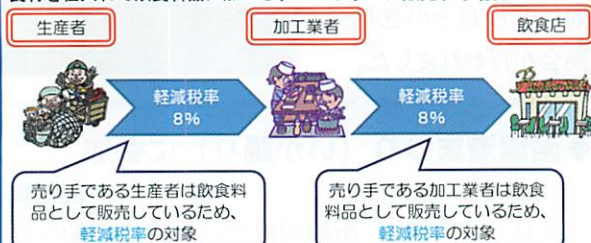
## 軽減税率制度 個別事例集

## ○仕入時の税率と販売時の税率

- Q** 当社は、軽減税率の対象となる飲食料品を仕入れて、加工し、飲食店等に販売しています。  
仕入れの際には8%の消費税率が課されていますが、販売する際は必ず仕入れと同じ税率で販売することになりますか。

- A** 軽減税率が適用される取引かどうかの判定は、事業者の方（売り手）が飲食料品を提供する時点（取引を行う時点）で行います。  
したがって、仕入れの際の税率をそのまま適用するのではなく、取引を行う時点で改めて軽減税率の適用有無を確認する必要があります。

食材を仕入れて飲食料品に加工し、レストランに販売する場合



加工の際に出た余りを、家畜の飼料用として飼料工場に販売する場合



## ○日当等の取扱い

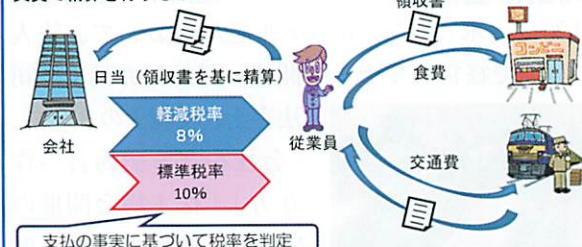
- Q** 当社は、従業員の出張の際に、旅費規程に基づき日当を支給しています。  
この日当は、出張時の外食費や通信費などに充てるために支給するものですが、場合によっては飲食料品の購入など、軽減税率の適用対象になる支払いに充てられることもあります。  
このような日当の適用税率を教えてください。

- A** 従業員等の出張に際し、その出張に必要な支出に充てるために従業員に対して支給する日当は、仮に従業員が軽減税率の対象となる飲食料品の購入に充てたとしても、事業者は「飲食料品の譲渡」の対価として支出するものではないことから、軽減税率の対象となりません。  
ただし、従業員が支出した実費について、従業員から受領した領収書を基に精算するもの（実費精算）は、その支払の事実に基づいて適用税率を判定します。

実費で精算を行わないもの



実費で精算を行うもの



## ○生きた畜産物等の販売

- Q** 生きている牛や魚は軽減税率の対象になりますか。

- A** 「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますが、肉用牛等の生きた家畜は、その販売の時点において、人の食用に供されるものではないため、「食品」に該当せず、軽減税率の適用対象となりません。  
一方で、人の食用に供する目的で販売する活魚（生きた魚）は、「食品」に該当し、軽減税率の適用対象となります。

POINT

生きた家畜は軽減税率の対象となりませんが、その枝肉は、人の食用に供されるものであり、軽減税率の適用対象となります。  
なお、生きた魚であっても人の飲用又は食用に供されるものではない熱帯魚などの観賞用の魚は、「食品」に該当せず、その販売は軽減税率の対象となりません。

## ○旧税率対象取引が混在する請求書

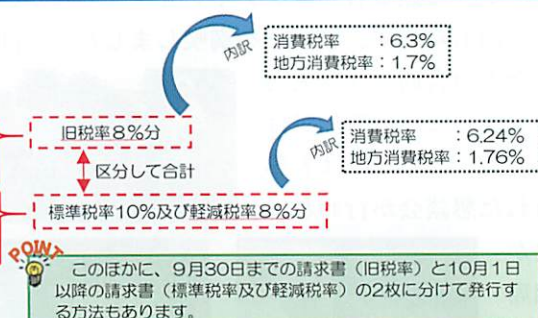
- Q** 当社は、毎月15日締めで相手先に請求を行っています。  
令和元年（2019年）10月分の請求書（9/16～10/15）には、令和元年（2019年）9月30日までの旧税率8%と10月1日からの軽減税率8%の対象商品が混在することとなりますが、どのような記載が必要となりますか。

- A** 令和元年（2019年）9月までの取引に適用される税率8%（以下「旧税率」といいます。）と軽減税率8%では、その内訳が異なります。  
このため、ご質問の場合のように、一の請求書において、旧税率が適用される取引と軽減税率が適用される取引が混在するときは、標準税率10%と軽減税率8%だけでなく、旧税率8%の対象商品についても、以下の記載例のように、区分して合計する必要があります。

| 請求書               |          |          |  |
|-------------------|----------|----------|--|
| 西〇〇興産 2019年10月31日 |          |          |  |
| 10月分 141,600円(税込) |          |          |  |
| (9/16～10/15)      |          |          |  |
| 日付                | 品名       | 金額       |  |
| 9/16              | 豚肉       | 4,320円   |  |
| 9/17              | 鶏肉       | 3,240円   |  |
| 9/17              | しょうゆ     | 2,160円   |  |
| 9/17              | ...      | ...      |  |
| 9月分 小計            |          | 32,400円  |  |
| 10/1              | 小豆科 米    | 8,640円   |  |
| 10/1              | キウチンペーパー | 2,200円   |  |
| 10/2              | 牛肉 赤     | 10,800円  |  |
| 10月分 小計           |          | 66,000円  |  |
| 10%対象             |          | 43,200円  |  |
| 8%対象              |          | 22,800円  |  |
| 合計                |          | 141,600円 |  |

※印は軽減税率対象商品

△△商事部

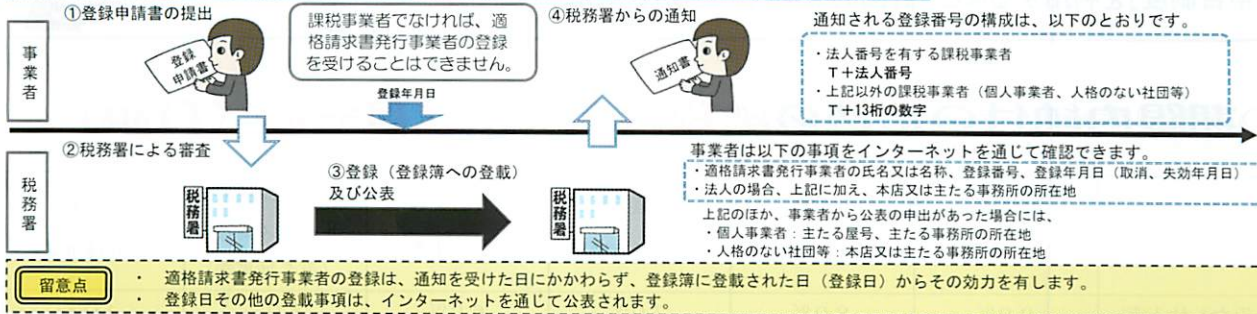




# 適格請求書発行事業者登録制度 (令和5年10月1日～)

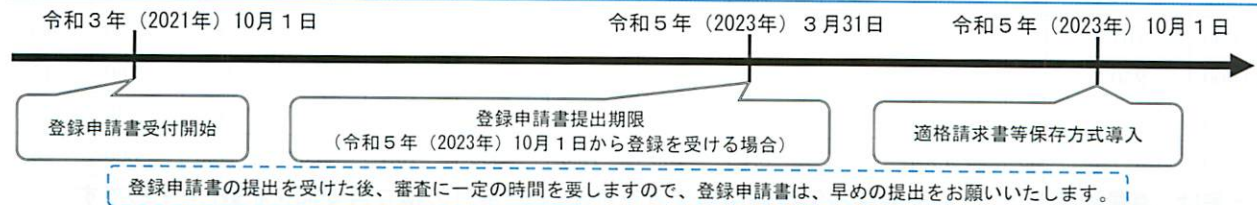
## ○ 適格請求書発行事業者登録制度【申請から登録まで】

- 適格請求書を交付できるのは、適格請求書発行事業者の登録を受けた事業者のみです。
- 登録を受けるには、所轄税務署長へ登録申請書を提出する必要があります。



## ○ 適格請求書発行事業者登録制度【適格請求書発行事業者の登録申請のスケジュール】

- 登録申請書は、令和3年(2021年)10月1日から提出が可能です。
- 適格請求書等保存方式が導入される令和5年(2023年)10月1日から登録を受けるためには、原則として、令和5年(2023年)3月31日までに登録申請書の提出が必要です。



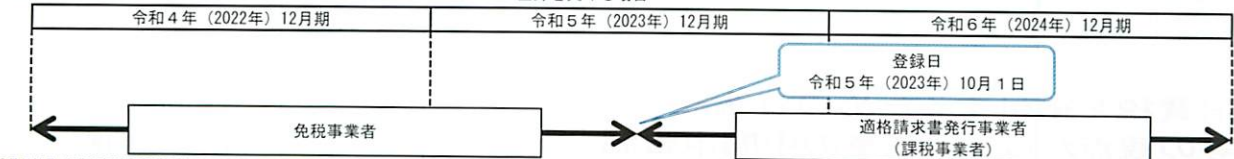
- 注意 (Note):** 令和5年(2023年)3月31日までに登録申請書を提出することにつき、困難な事情がある場合には、その旨を記載した登録申請書を令和5年(2023年)9月30日までに提出し登録を受けたときは、令和5年(2023年)10月1日に登録を受けたとみなされます。  
※ 困難な事情は、その度合いを問いません。

## ○ 適格請求書発行事業者登録制度【免税事業者の登録手続等】

### ◆ 免税事業者の登録の経過措置

- 免税事業者が適格請求書発行事業者の登録を受けるためには、課税事業者となる必要がありますが、令和5年(2023年)10月1日を含む課税期間中に登録を受ける場合は、登録を受けた日から課税事業者となる経過措置が設けられています。

(例) 免税事業者(12月決算法人)が平成35年(2023年)10月1日に登録を受ける場合



- 留意点 (Note):**
- この経過措置の適用を受ける場合、「消費税課税事業者選択届出書」の提出は不要です。
  - 上記例においては、令和5年(2023年)10月1日から適格請求書発行事業者(課税事業者)となりますので、同日以降の取引について消費税の納税義務が生じます。
  - 適格請求書発行事業者となった場合、その登録を取り消さない限り、事業者免税点制度の適用もありません。

## ○ 適格請求書発行事業者登録制度【新設法人等の登録時期の特例】

### ◆ 新設法人等は事業開始時から登録を受けることができます。

- 新設法人が事業を開始した日の属する課税期間の末日までに、その課税期間の初日から登録を受けようとする旨を記載した登録申請書を提出した上で、適格請求書発行事業者登録簿への登録が行われたときは、その課税期間の初日、すなわち、事業開始時に登録を受けたとみなされます。
- 新設法人が免税事業者である場合、課税事業者選択届出書の提出も必要となります。

(例) 新設法人が事業開始(設立)時から登録を受ける場合  
設立: 資本金1,000万円未満(免税事業者)



- ポイント (Point):** 新設合併、新設分割、個人事業者の新規開業についても同様です。



# 消費税は期限内に納めましょう！

国の基幹税として、また、消費者からの預り金的な性格を有する消費税が期限内に完納されることは、とても大事なことです。

消費税を期限内に完納するために、「**納税資金の計画的な備蓄**」のほか、「**任意の中間申告制度**」を利用するなど、計画的な納税に心がけましょう。



## ○期限内納付のための納税資金の積立目安額（月額）

（単位：万円）

| 区 分         |            | 卸売業<br>(第1種事業) |           | 小売業<br>(第2種事業) |           | 製造業等<br>(第3種事業) |           | 飲食店業等<br>(第4種事業) |           | 金融・保険業、<br>サービス業等<br>(第5種事業) |           | 不動産業<br>(第6種事業) |           |
|-------------|------------|----------------|-----------|----------------|-----------|-----------------|-----------|------------------|-----------|------------------------------|-----------|-----------------|-----------|
| みなし仕入率      |            | 90%            |           | 80%            |           | 70%             |           | 60%              |           | 50%                          |           | 40%             |           |
| 年間課税<br>売上高 | 各 月<br>売上高 | 年間<br>税額       | 積立<br>目安額 | 年間<br>税額       | 積立<br>目安額 | 年間<br>税額        | 積立<br>目安額 | 年間<br>税額         | 積立<br>目安額 | 年間<br>税額                     | 積立<br>目安額 | 年間<br>税額        | 積立<br>目安額 |
| 1,000       | 84         | 10             | 0.9       | 20             | 1.7       | 30              | 2.5       | 40               | 3.4       | 50                           | 4.2       | 60              | 5.0       |
| 2,000       | 167        | 20             | 1.7       | 40             | 3.4       | 60              | 5.0       | 80               | 6.7       | 100                          | 8.4       | 120             | 10.0      |
| 3,000       | 250        | 30             | 2.5       | 60             | 5.0       | 90              | 7.5       | 120              | 10.0      | 150                          | 12.5      | 180             | 15.0      |
| 4,000       | 333        | 40             | 3.4       | 80             | 6.7       | 120             | 10.0      | 160              | 13.4      | 200                          | 16.7      | 240             | 20.0      |
| 5,000       | 417        | 50             | 4.2       | 100            | 8.4       | 150             | 12.5      | 200              | 16.7      | 250                          | 20.9      | 300             | 25.0      |

◎上表は、消費税率 10%とし、簡易課税制度適用事業者を対象とした毎月の積立目安額を記載したものです。

## ○「任意の中間申告」を利用して計画的な納税を！

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を除く）が **48 万円以下の事業者**は、選択により「**任意の中間申告書を提出する旨の届出書**」を提出することにより中間申告を行うことができます。

**消費税を納付するための資金繰り管理等の観点からも、「任意の中間申告制度」の利用をご検討ください。**

| 直前の課税期間<br>の確定消費税額 |      | 中間申告回数                |
|--------------------|------|-----------------------|
| 4, 800 万円超         |      | 年 11 回                |
| 400 万円超            |      | 年 3 回                 |
| 48 万円超             |      | 年 1 回                 |
| 48 万円以下            | 届出あり | 任意の中間申告<br>(年 1 回)が可能 |
|                    | 届出なし | な し                   |

## ○納税手段は・・・

### ○ダイレクト納付の積極的な活用を！

事前に税務署へ届出等をしておけば、e-Tax を利用して簡単なクリック操作で納付する方法です。

### ○インターネットバンキング等を利用した電子納税を！

e-Tax に登録した納付情報データ等を利用した電子納税です。

### ○個人事業者の方は振替納税の積極的な活用を！

- ・個人事業者の預貯金口座から引き落とすことで納税する方法です。
- ・利用税目は、個人事業者の消費税及び地方消費税、所得税に限られています。

●左記以外に、「クレジットカード」による納付も可能です。

\*納付手段の詳細については、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) をご覧ください。

**間税会は納貯連と連携し「消費税期限内完納運動」を推進しています！**